

介護職員等特定処遇改善加算にかかる取り組み(見える化要件)

令和元年度介護報酬改定において新設された「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件の一つとして「介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。(「見える化」要件)が令和2年度から追加されました。当施設では下記の取り組みを行っています。

賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">●雇用管理改善のための管理者労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実●介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入●健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	<ul style="list-style-type: none">●介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化●障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮●非正規職員から正規職員への転換●職員の増員による業務負担の軽減